

令和３年３月１０日
市民環境常任委員会資料
人権環境部ごみ減量推進課

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における
未処理水放流事案等に係る再発防止対策について

今般、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下、「公社」とする。）において、未処理の水を河川に放流していた事案等について、宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会の提言を踏まえて、別紙のとおり再発防止対策の取り組みについてまとめられましたのでご報告いたします。

宇治市として、再発防止対策の取り組みが着実に進められるよう、引き続き公社への指導を徹底し、市民の信頼回復に向けて最大限努めてまいります。

本公社における未処理水放流事案等に係る再発防止対策の取り組みについて

1 施設面の対策

- ・第3期処分地の浸出水処理施設への送水管の設置 実施済み
- ・第1期及び第2期処分地の側溝の清掃 令和3年3月完了予定
- ・第1期及び第2期処分地の側溝の改修等工事 令和3年6月完了予定
- ・抜本的な雨水対策 専門業者と調整中

2 組織面の対策

- ・専門機関による監査 令和3年度中対応予定
- ・環境マネジメントシステムの構築 令和3年度中対応予定
- ・外部研修の受講 令和3年度中対応予定
- ・業務マニュアルの整備 実施済み
- ・職場会議の定期的開催 実施済み

3 対策に係る点検・検証

- ・対策に係る工程表の作成 令和3年3月完了予定
- ・(仮称)点検・検証委員会の設置 検討中

(添付資料)

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会報告書

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会 報告書

令和3年2月

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会

目 次

はじめに	1
1 本事案の内容及び経緯の概要	
(1) 公社の概要	2
(2) 公社組織図	3
(3) 本事案の概要	3
(4) 本事案の経過	4
(5) 本事案の図解	6
(6) 本事案後の公社の対応	9
2 事実関係の調査等の実施	
(1) ヒアリングの実施	10
(2) 現地視察	11
(3) 水質検査結果の分析	12
(4) その他	14
3 本事案の原因等	
(1) 本事案の主な原因について	15
(2) その他の課題について	15
4 関係団体からの意見聴取	17
5 再発防止に向けた対策	
(1) 施設面の対策について	18
(2) 組織面の対策について	18
(3) 対策の具体案について	18
(4) 対策の進め方について	19
おわりに	20
(参考資料)	
・ 宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会規程（内規）	21
・ 宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会委員名簿	23
・ 宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会開催状況	23

はじめに

令和２年８月１９日（以下、本報告書において月日は特に断らない限り令和２年のものをいう。）に、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」という。）の第１期及び第２期処分地の浸出水処理施設において、原水槽内の未処理の水が河川に放流されていた事案（以下「本事案」という。）が判明した。

このことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に抵触することから、公社は、京都府から９月３日から１０月２日までの３０日間、当該施設への廃棄物の搬入を停止する処分を受けた。

公社においては、本事案以外に、平成３０年１１月に職員が廃棄物処分料金等を横領していたことが発覚した事案や、７月に職員が運転免許停止処分中に公社敷地内で車両の運転をしていたことを警察から指導を受けた事案が生じている。

このような状況の中、本事案の原因を究明し、再発防止対策等を検討するため、１０月２７日に「宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会」（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会では、本事案の原因を解明するため、担当職員を含む全職員に対するヒアリングを実施し、公社施設の現地視察を行った。その結果、明らかとなった事実関係を踏まえ、計４回の議論を重ねるとともに、本事案の関係団体から意見聴取を行った上で、再発防止とコンプライアンス体制の確立に向けた具体策について検討を行った。

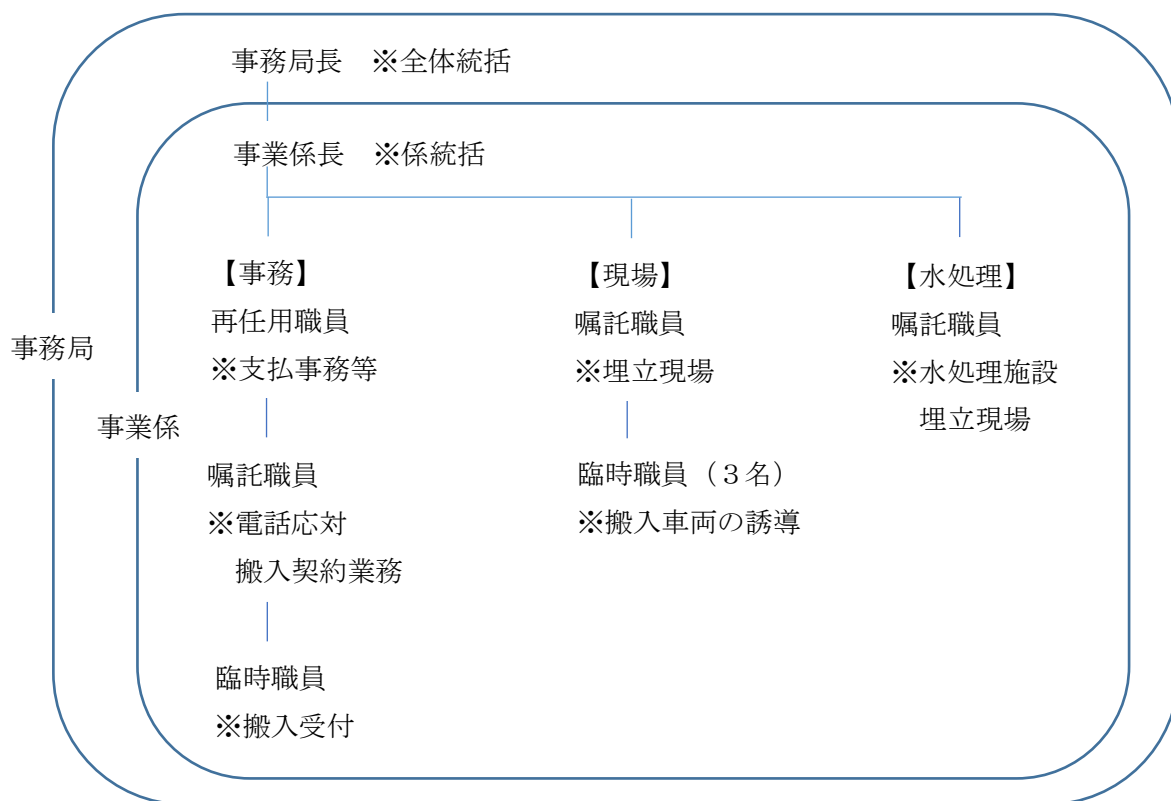
本報告書は、委員会において行った調査・検証結果に基づき、その原因と再発防止対策を報告するものである。

1 本事案の内容及び経緯の概要

(1) 公社の概要

- ①所在地：宇治市池の尾仙郷山6番地2
- ②施設の種類：一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の管理型最終処分場
- ③設立：昭和52年7月14日
(平成25年4月1日に一般財団法人に移行)
- ④基本財産：1,000万円(宇治市からの出損金)
- ⑤事業内容：
 - ・一般廃棄物の処理、処分
 - ・産業廃棄物の処理、処分
 - ・廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理
 - ・廃棄物最終処分場及び最終処分場周辺の環境整備
 - ・その他上記の目的達成に必要な事業
- ⑥施設内容：
 - ・第1期処分地
埋立期間：昭和53年度から昭和62年度まで
容量：19.9万 m^3
 - ・第2期処分地
埋立期間：昭和62年度から平成7年度まで
容量：29.3万 m^3
 - ・第3期処分地
埋立期間：平成7年度から現在埋立処分中
容量：67.9万 m^3
 - ・第1期及び第2期処分地の浸出水処理施設
処理能力：390 m^3 /日
 - ・第3期処分地の浸出水処理施設
処理能力：140 m^3 /日
- ⑦職員数：10名(令和3年2月現在)

(2) 公社組織図



(3) 本事案の概要

本事案は、第1期及び第2期処分地の浸出水処理施設において、大雨や長雨等で処分地からの浸出水の流入量が多くなり、原水槽のオーバーフローが見込まれる時に、緊急的な措置として、原水槽下流上部（上端からおよそ50cmの位置）に設置された水中ポンプにより、未処理水が河川に放流されていたものである。期間については、少なくとも18年間（現在の担当職員が前任者から引き継いだ平成14年から令和2年までの期間）、年数回程度（多い時で年10回程度）行われていた。

また、本事案は、廃棄物処理法の「第8条第2項の申請書に記載された設置に関する計画」及び「第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画」（以下「設置計画」という。）に適合しないことから、「第9条の2第1項第1号に規定する一般廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の要件」及び「第15条の2の7第1号に規定する産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の要件」に該当し、公社は京都府より行政処分を受けることとなった。

なお、放流された未処理水は、仙郷谷川を通じて宇治川へ合流するが、本事案後、定期的に水質検査が実施された。水質検査の結果は、異常が認められる状態ではなかった。詳細は、「2 事実関係の調査等の実施（3）水質

検査結果の分析」において後述する。

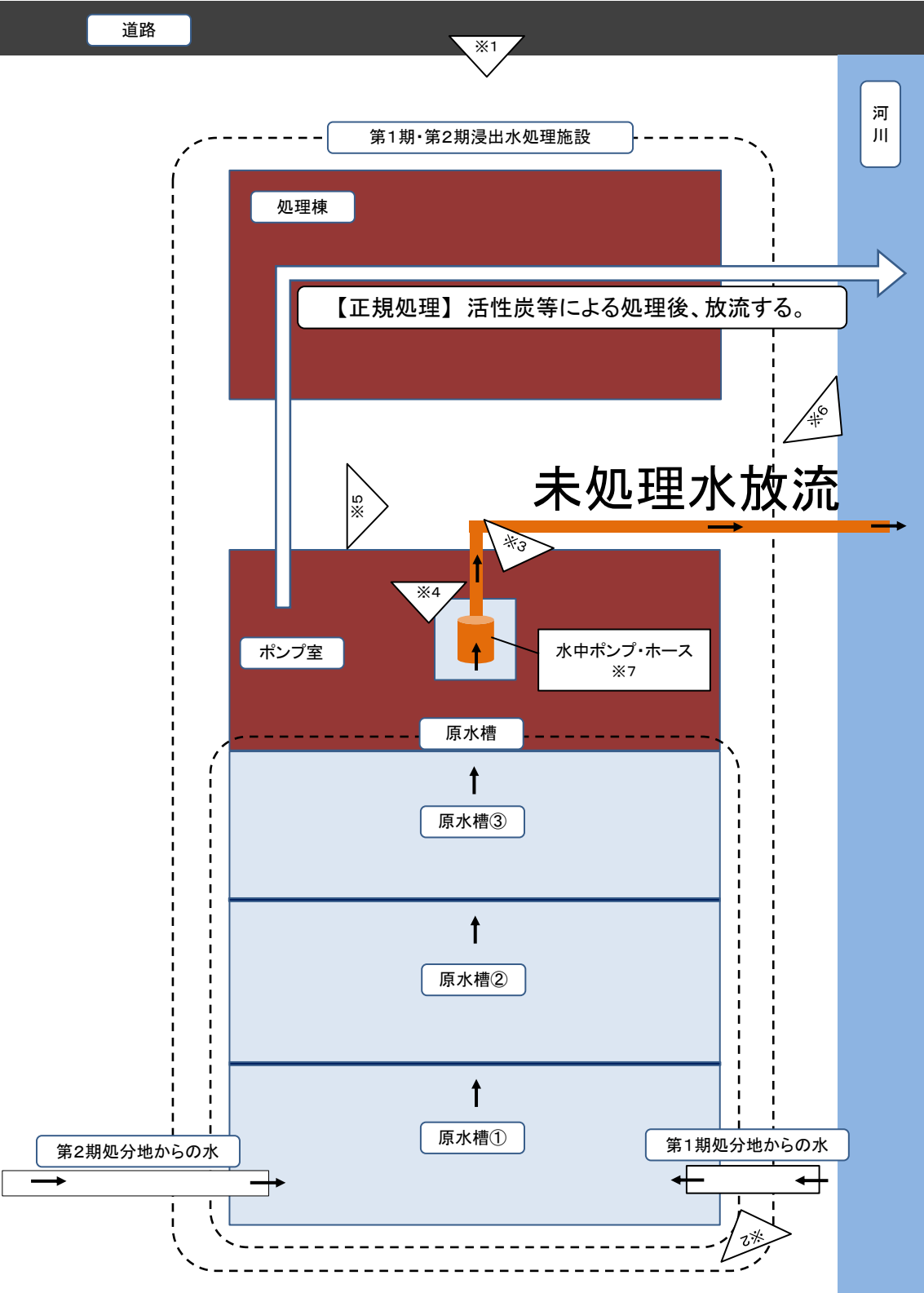
(4) 本事案の経過

日時	経過
8月13日(木) 13時30分頃	京都府山城北保健所は、公社を訪れ、「京都府山城北保健所に、公社が未処理水を河川に放流していると通報があった。通報者は、京都府山城北保健所に、原水槽から河川に向けてつながるホースを撮った写真（ホースから水は出ていない）を提出した。」という内容について、公社に事実確認を行った。 これに対し、事務局長はこの時点で事実を把握しておらず、河川に放流することはないと思うと回答した。 その後、事務局長は、担当職員に通常の前水の処理工程を聞き取ったが、河川に放流していた事実は確認できなかった。
8月13日(木) 16時00分頃	公社は、宇治市に上記の8月13日の経過を報告した。
8月19日(水) 9時00分頃	京都府山城北保健所及び京都府産業廃棄物担当は、公社を訪れ、原水槽から河川に向けてつながるホースから原水が出ている動画により、未処理水が河川に放流されている事実を確認し、このことは廃棄物処理法に抵触する重大な違反であると指摘があった。また、速やかに事実関係を調査して、その内容を報告するよう指導があった。
8月19日(水)	事務局長は、担当職員に、これまでホースを使用して原水を河川に放流していたかどうか聞き取りをしたところ、少なくとも18年間(平成14年から令和2年まで)、年数回程度(多い時で10回程度)、大雨や長雨等で処分地からの浸出水の流入量が多くなり、原水槽のオーバーフローが見込まれる時に緊急措置として、原水槽下流上部(上端からおおよそ50cmの位置)に水中ポンプを設置し、放流していたことが判明した。 <※別紙図解参照>
8月19日(水) 11時00分頃	公社は、宇治市に本事案を報告、謝罪した。

日時	経過
8月19日(水) 18時00分頃	公社は、志津川区長に本事案を報告、謝罪した。 (志津川区は、公社近隣に位置している。)
8月20日(木) 8時20分頃	公社は、全職員に対して、本事案について情報を共有し、法令順守の徹底を指導した。(8月21日(金)8時20分頃も実施した。)
8月20日(木) 9時00分頃	公社は、京都府山城北保健所に本事案を報告、謝罪した。
8月20日(木) 14時30分頃	公社は、本事案について、報道発表を行った。
8月20日(木) 17時00分頃	公社は、宇治川漁業協同組合に本事案を報告、謝罪した。 (宇治川漁業協同組合は、仙郷谷川が流入する宇治川で漁業を営んでいる。)
8月21日(金)	京都府山城北保健所は、立ち入り検査及び水質検査を実施した。
8月25日(火)	公社は水質検査を実施した。
9月3日(木)	公社は、京都府より、9月3日付で施設の改善及び使用の停止の行政処分を受けた。内容は、設置計画に適合するよう排水の処理の方法を改善すること、及び、9月3日から10月2日までの間の当該施設への廃棄物の搬入を停止することというものであった。
9月27日(日)	公社は、志津川区住民を対象とする地元説明会を行い、本事案を報告、謝罪した。
10月1日(木)	京都府山城北保健所は立ち入り検査を実施した。
10月2日(金)	公社は、京都府山城北保健所に、浸出水処理施設処理工程の一部変更に係る変更等届出書を提出した。
10月5日(月)	公社は、当該施設への廃棄物の搬入の停止期間が10月2日で満了したことにより、廃棄物の搬入の受け入れを再開した。

(5) 本事案の図解

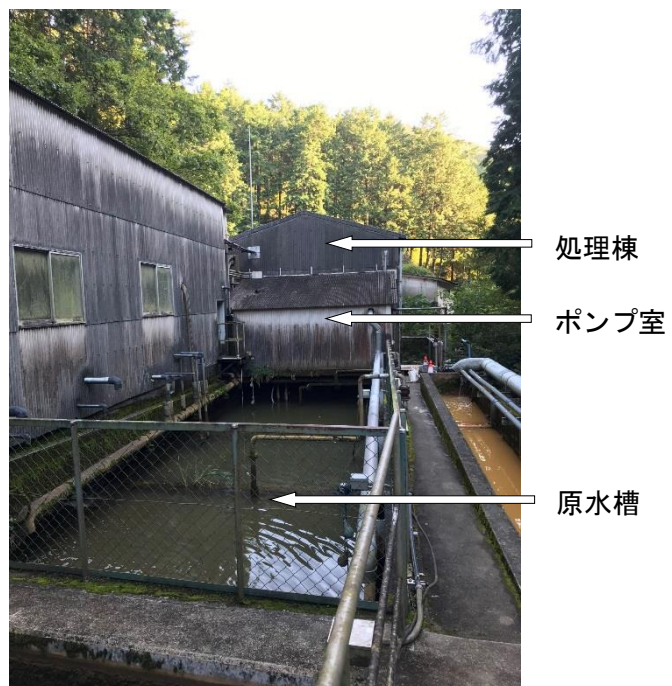
※1～※7は写真撮影位置



※ 1 道路側から



※ 2 施設内側から



※ 3 ポンプ室出入り口からポンプ室内



※ 4 ポンプ室内 ポンプ吸い上げ口



(矢印は未処理水放流の進行方向を表す)

※5 ポンプ室出入り口から河川



※6 河川



※7 水中ポンプ・ホース



（６）本事案後の公社の対応

①応急措置

以下の緊急措置ができるまでの間、バキュームカーを配置し、第１期及び第２期処分地の浸出水処理施設の原水槽のオーバーフローが見込まれる場合、応急的に原水をバキュームカーで汲み取ることにした。

これについては、必要がなかったので実施しなかった。

②緊急措置

第１期及び第２期処分地の浸出水処理施設から第３期処分地の浸出水処理施設に原水を送るための送水管を設置した。

これについては、１０月１１日午前１０時頃から２時間程度実施した。この日は、台風の影響で、第１期及び第２期処分地の浸出水処理施設の原水槽の水位が通常より少し高かった。また、日曜日であったため職員が常駐しないことから、試運転を兼ねて送水した。送水中は職員が待機し、問題なく完了した。

③恒久措置

恒久的な対策工事の検討を行い、実施設計等の基礎資料を得るため、１０月２０日に東和環境科学株式会社と業務委託契約を締結した。

④水質検査

本事案後、原水槽受水部、放流水、仙郷谷川中間点・合流点において、水質検査を毎月実施している。法令で規定されている検査箇所は放流水のみであるが、より厳格に水質管理を行うため、検査箇所数を増やし、また項目数及び検査回数についても法令で規定されている以上の水質検査を実施している。

2 事実関係の調査等の実施

本事案に関する事実関係、原因、法令違反の疑いのある類似事案の有無等を調査するため、委員会においてヒアリング及び現地視察を実施した。

(1) ヒアリングの実施

担当職員を含む全職員に対するヒアリングを実施し、本事案に関する事実関係等を確認した。

①対象職員

全職員 10 名

(管理職員 1 名、担当職員 2 名 (技術管理者 1 名を含む)、その他の職員 7 名)

②実施日

11 月 5 日及び 11 月 6 日

③ヒアリングの内容

- ・ 本事案に関する事実関係
- ・ 他に法令違反の疑いのある事案の有無
- ・ 本事案及び類似事案を繰り返さないために必要な対策
- ・ 通報に関する情報

④ヒアリング結果の概要

- ・ 人材育成について
専門的知識、技術を持った職員を育成する必要がある。
- ・ 職場体制について
事務局長が全体を管理できる状態にする必要がある。
正職員が不足している。
- ・ コンプライアンスについて
職員に法令に関しての知識が不足している。
外部機関の研修や監査を受ける必要がある。
- ・ コミュニケーションについて
以前は事務局長とそれ以外の職員の事務室が別であったが、昨年度から同じ事務室を使用するようになり、職員間のコミュニケーションが一定改善されているものの、さらに円滑にする必要がある。
- ・ 老朽化対策について

施設、設備の老朽化に対応する必要がある。

- ・ 通報について

通報に関する情報は得られなかった。

(2) 現地視察

現地視察を実施し、本事案に関する事実関係等を確認した。

①実施日

12月4日

②視察施設の内容

- ・ 第1期及び第2期処分地の浸出水処理施設
- ・ 第3期処分地の浸出水処理施設
- ・ 第3期処分地
- ・ 事務所

③視察結果の概要

- ・ 未処理水放流が行われた現場を確認した。
- ・ 緊急措置の送水管を確認した。
- ・ 水質検査の採水箇所である原水槽受水部を確認した。
- ・ 事務所の雰囲気は、横領事案時と比べて明るくなっていた。事務局長が、個室ではなく、他の職員と同じ部屋を使用するようになったことにより、職員間のコミュニケーションがとられやすい環境になっていた。

(3) 水質検査結果の分析

	排水基準等 (1リットルにつき)	令和2年8月25日						令和2年9月24日					
		原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川			原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川		
		第1期	第2期		中間点	合流点		第1期	第2期		中間点	合流点	
1	カドミウム及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
2	シアン化合物	1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
3	有機燐化合物	1mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
4	鉛及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
5	六価クロム化合物	0.5mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6	砒素及びその化合物	0.1mg以下	0.01	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
10	トリクロロエチレン	0.3mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
11	テトラクロロエチレン	0.1mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
12	ジクロロメタン	0.2mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
13	四塩化炭素	0.02mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
14	1. 2. ジクロロエタン	0.04mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15	1. 1. ジクロロエチレン	0.2mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
16	シス1. 2. ジクロロエチレン	0.4mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	1. 1. 1. トリクロロエタン	3mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
18	1. 1. 2. トリクロロエタン	0.06mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
19	1. 3. ジクロロプロベン	0.02mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
20	チウラム	0.06mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
21	シマジン	0.03mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22	チオベンカルブ	0.2mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23	ベンゼン	0.1mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
24	セレン及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
25	ほう素及びその化合物	50mg以下	1.2	0.7	-	-	-	1.2	0.7	0.7	0.58	0.27	
26	ふっ素及びその化合物	15mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	0.13	0.1	
27	アンモニア (アンモニア化合物)	200mg以下	7	14	14	-	-	7	14	14	14	8	
-	1. 4. ジオキサン	0.5mg以下						0.072	0.04	0.009	0.011	ND	
	ダイオキシン	10pg以下	0.012	0.000084	0.000033	←R1.7.25検体		0.17	0.0011	0.000048	←R2.7.11検体		

	排水基準等 (1リットルにつき※除く)	令和2年8月25日						令和2年9月24日					
		原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川			原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川		
		第1期	第2期		中間点	合流点		第1期	第2期		中間点	合流点	
28	水素イオン濃度(※)	5.8~8.6	7.3	7.6	7.1	8	8.1	7.3	7.8	7.3	8	8.3	
29	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg以下	13	19	12	1.3	ND	5	1	ND	ND	0.6	
30	化学的酸素要求量(COD)	20mg以下	9	10	ND	-	-	-	-	ND	4.8	1.8	
31	浮遊物質(SS)	10mg以下	32	ND	ND	2	ND	26	ND	ND	1	ND	
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30mg以下											
34	フェノール類含有量	1mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND
35	銅含有量	3mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	0.001	0.001	
36	亜鉛含有量	2mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	0.001	ND	
37	溶解性鉄含有量	10mg以下	11	ND	ND	ND	ND	6.8	ND	ND	ND	ND	ND
38	溶解性マンガ含有量	10mg以下	1.6	0.74	-	-	-	1.1	0.31	0.22	ND	ND	
39	クロム含有量	2mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	
40	大腸菌群数(※)	1cmにつき3,000個以下	3	4	-	-	-	検出せず	34	検出せず	42	110	
41	窒素含有量 (日平均60mg以下)	120mg以下	24	27	24	-	-	24	24	19	14	8.1	
42	磷含有量 (日平均8mg以下)	16mg以下	ND	ND	-	-	-	ND	ND	ND	0.019	0.022	

	排水基準等	令和2年10月28日						令和2年11月27日					
		原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川		原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川			
		(1リットルにつき)	第1期		第2期	中間点	合流点	第1期		第2期	中間点	合流点	
1	カドミウム及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
2	シアン化合物	1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
3	有機燐化合物	1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
4	鉛及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
5	六価クロム化合物	0.5mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
6	砒素及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
7	水銀及びアルキル水銀	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	その他の水銀化合物												
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
10	トリクロロエチレン	0.3mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
11	テトラクロロエチレン	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
12	ジクロロメタン	0.2mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
13	四塩化炭素	0.02mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
14	1. 2. ジクロロエタン	0.04mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
15	1. 1. ジクロロエチレン	0.2mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
16	シス1. 2. ジクロロエチレン	0.4mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	1. 1. 1. トリクロロエタン	3mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
18	1. 1. 2. トリクロロエタン	0.06mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
19	1. 3. ジクロロプロペン	0.02mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
20	チウラム	0.06mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
21	シマジン	0.03mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22	チオベンカルブ	0.2mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
23	ベンゼン	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
24	セレン及びその化合物	0.1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
25	ほう素及びその化合物	50mg以下	1.2	0.7	0.6	0.41	0.21	1.2	0.7	ND	0.43	0.29	
26	ふっ素及びその化合物	15mg以下	ND	ND	ND	0.14	0.1	ND	ND	ND	0.09	0.09	
27	アンモニア (アンモニア化合物)	200mg以下	6	11	12	12	7	7	13	4	11	9	
ー	1. 4. ジオキサン	0.5mg以下	0.075	0.046	0.014	0.006	ND	0.073	0.046	ND	0.01	ND	
	ダイオキシン	10pg以下											

		排水基準等 (1リットルにつき※除く)	令和2年10月28日					令和2年11月27日				
			原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川		原水槽受水部		処理水 (放流水)	仙郷谷川	
			第1期	第2期	中間点	合流点	第1期	第2期	中間点	合流点		
28	水素イオン濃度(※)	5.8～8.6	7.1	7.8	7.5	7.9	8.1	7.2	7.9	7.3	7.8	8.2
29	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg以下	5	2	ND	ND	ND	4	3	ND	ND	ND
30	化学的酸素要求量(COD)	20mg以下	8	8	ND	5.1	1.9	9	9	ND	4.5	2.8
31	浮遊物質(SS)	10mg以下	27	ND	ND	ND	ND	35	ND	ND	ND	ND
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30mg以下										
34	フェノール類含有量	1mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
35	銅含有量	3mg以下	ND	ND	ND	0.001	0.002	ND	ND	ND	0.001	0.001
36	亜鉛含有量	2mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
37	溶解性鉄含有量	10mg以下	11	ND	ND	0.03	0.01	12	ND	ND	ND	ND
38	溶解性マンガン含有量	10mg以下	1.7	0.72	0.06	ND	0.01	1.8	0.7	0.29	ND	ND
39	クロム含有量	2mg以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
40	大腸菌群数(※)	1cmにつき3,000個以下	5	78	1	91	41	30	89	4	31	42
41	窒素含有量	120mg以下 (日平均60mg以下)	22	24	22	14	7.9	18	24	12	12	10
42	磷含有量	16mg以下 (日平均8mg以下)	ND	0.2	0.1	0.02	0.012	0.1	ND	ND	0.014	0.019

※上記表の網掛け部分の値は、排水基準等を超過した値である。

放流水及び仙郷谷川中間点・合流点における水質は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する排水基準等を満たしている。

原水槽受水部（第1期）において、8月25日、9月24日、10月28日及び11月27日採水分の浮遊物質質量（SS）は、排水基準等を超えている。これは、泥や砂等が水中に浮遊して水が濁っている状態であると推察される

が、処理後の放流水においては、泥や砂等は沈殿してきれいになっている。したがって、異常が認められる状態ではない。

また、原水槽受水部（第1期）において、8月25日、10月28日及び11月27日採水分の溶解性鉄含有量は、排水基準等を超えている。これは、還元状態（酸素が少ない状態）であるため、鉄が水中によく溶けていると推察される。水処理の過程で、水中の鉄は酸化されて水酸化物に変わり沈殿するので、処理後の放流水においては、鉄は検出されていない。したがって、異常が認められる状態ではない。

以上より、原水槽受水部を含む他の採水箇所の水質について、異常が認められる状態ではない。

（４）その他

本事案に直接関連するものではないが、委員会の調査の過程で、廃棄物処理法第8条の3第2項及び第15条の2の3第2項で規定する「廃棄物処理施設の維持管理計画及び維持管理情報のインターネット等による公表」について、公社においてインターネットでの公表が未対応であることが判明した。

3 本事案の原因等

(1) 本事案の主な原因について

第1期及び第2期処分地の浸出水処理施設は、法令基準を満たした施設であるが、以下の理由により、気候変動による大雨や長雨等に対応する維持管理ができなかった。

①施設面の原因

ア 設計当初の想定を超える降雨等による雨水の流入に対して、対策がとられていなかった。

イ 原水槽がオーバーフローしないようにするための雨水混入の防止や一時貯留といった設備改修等の対応がされてこなかった。

②組織面の原因

ア 担当職員の間で、設置計画で認められていない不適切な方法が引き継がれていた。

イ 設置計画に基づいて浸出水処理施設を維持管理しなければならないという法令知識が不足していた。

ウ 職員間の情報共有が不十分であったため、担当以外の職員が問題ある行為として指摘することができなかった。

エ これまでの放流水の水質は排水基準等を満たしており、浸出水処理施設の水処理業務に対する注意意識が低かった。

(2) その他の課題について

- ・老朽化に対する設備改修が計画的に行われていない。
- ・業務全般に亘って、業務マニュアルが整備されておらず、技術及び知識の継承が適切に行われていない。
- ・数年前と比較して、正職員が4名から1名に急激に減少しており、嘱託職員の配置等で対応しているが、技術及び知識の継承が十分に行われていない。
- ・外部との接触がほとんどなく、閉鎖的な組織となっている。
- ・職員間のコミュニケーションが十分ではなく、組織の風通しが悪い。

- ・一般の営利企業と異なり、仕事の成果が処遇に反映されにくく、職員のモチベーションが高まりにくい側面がある。
- ・公社運営の将来的なビジョンが明確に示されておらず、長期的な視点を持った組織運営が十分に行われていない。

4 関係団体からの意見聴取

再発防止対策を検討するにあたって、本事案の関係団体である、公社近隣に位置する志津川区、及び、本事案があった仙郷谷川が流入する宇治川で漁業を営む宇治川漁業協同組合から、委員会において意見聴取を行った。意見聴取の概要は以下のとおりである。

<志津川区>

- ・定期的に水質検査の結果を報告する等、引き続き公社として当区と連携し運営して欲しい。
- ・一連の事案を踏まえ、公社内の風通しを良くして、職場環境の改善に努めて欲しい。

<宇治川漁業協同組合>

- ・浸出水処理施設の老朽化対策をきちんとして欲しい。
- ・水質検査や再発防止対策などの対応について、今後も連携して進めて欲しい。

5 再発防止に向けた対策

本事案の主な原因及びその他の課題については、前述の「3 本事案の原因等」のとおりであるが、公社において本事案以外に判明した事案も踏まえ、再発防止対策を検討し、以下のとおりとりまとめる。

とりまとめるにあたって、前述の「4 関係団体からの意見聴取」の内容を反映させた。

(1) 施設面の対策について

- ①現在設置している第3期処分地の浸出水処理施設への送水管を適切に運用すること。
- ②雨水対策について、京都府の指導・専門業者等の意見を踏まえ、雨水排除等の抜本的な恒久措置を検討し進めていくこと。
- ③施設改修にあたっては、現在の水質に影響を与えないよう計画的かつ段階的に行うこと。

(2) 組織面の対策について

- ①設置計画に基づいた業務マニュアルを整備し、技術管理者をはじめとする担当職員の技術及び知識を適切に継承していくこと。
- ②業務の進捗状況及び課題について、職員間で定期的な情報共有を徹底して行うこと。
- ③定期的に外部の意見を求めること。

(3) 対策の具体案について

- ・老朽化に対する設備改修を計画的に行うため、最終処分場に精通した業者等を通じて、設備改修計画を立てること。
- ・口頭のみによる業務引き継ぎではなく、業務全般について、業務マニュアルを整備し、職員の技術及び知識を適切に継承していくこと。
- ・業務の進捗状況及び課題を職員間で情報共有するため、定期的に業務会議を行うこと。
- ・業務全般について適正に行われているかを確認するため、公益社団法人全国都市清掃会議等の専門機関による監査等を受けること。
- ・業務管理体制の強化及び法令順守の意識向上のため、ISO14001等の環境マネジメントシステムを構築すること。
- ・法令知識の獲得、法令順守、職業倫理の意識向上のため、職員に外部研修を受けさせること。

- ・後進の育成のため、担当職員に技術管理者講習を受けさせること。
- ・職員の処遇反映を積極的に行うことなどにより、職員のモチベーション維持向上のための対策を講じること。
- ・インターネットで維持管理計画及び維持管理情報を公表するため、公社のホームページを作成し、更新していくこと。
- ・数年前と比較して、正職員が4名から1名に急激に減少し、嘱託職員の配置等で対応をしているが、技術及び知識の継承が十分に行われていない状況を踏まえ、法令に沿った適正な業務が行われるよう必要な対策を講じること。
- ・公社運営の将来的なビジョンを明確にし、組織運営において長期的な視点を持って対策を講じること。

（４）対策の進め方について

対策については、文書にまとめただけになることなく、優先順位をつけて計画的に実施すること。

また、誰が、いつまでに、何を実施するのかを具体的に記載した工程表を作成して実施すること。

さらに、計画通りに進まない対策については、定期的に外部の目を通して、なぜできないのか振り返り、必要に応じて工程表を修正しながら実施すること。例えば、対策の進捗状況について、点検・検証委員会を設置し、定期的を開催することなども有効である。

おわりに

委員会においては、以上のとおり調査で明らかになった事実関係を踏まえ、組織全体の問題点と課題を検証し、再発防止に向けた対策についての提言をとりまとめた。事実経過については、委員会としては、可能な限りの調査資料の収集、職員からのヒアリング、現地視察及び関係団体からの意見聴取を行った上で、最終のとりまとめをしたものである。

本事案を、職員一人ひとりが組織を抜本的に見直すための教訓と捉え、一日も早く住民及び関係団体からの信頼を取り戻すため、公社の使命である安定的な最終処分場の運営の責務を改めて自覚し、これらの事案の再発防止と住民及び関係団体の安全と安心の確保に努められることを要望するものである。

(参考資料)

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会規程（内規）

（令和２年１０月２７日制定）

（目的及び設置）

第１条 令和２年８月１９日に判明した一般財団法人宇治廃棄物処理公社における浸出水処理施設での未処理水の河川放流事案等の原因を調査究明し、今後の再発防止及びコンプライアンス体制の確立を図るため、宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を管理者に報告する。

- （１）未処理水放流事案の原因及び対応の調査に関すること
- （２）再発防止対策に関すること
- （３）その他委員会において必要と認める事項

（組織）

第３条 委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

- ２ 委員長・委員は、理事・評議員のうちから理事長が任命する。
- ３ 理事長は、必要に応じて、理事・評議員以外から委員長・委員を任命することができる。

（委員長の職務）

第４条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- ２ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

（任期）

第５条 委員の任期は、必要に応じて定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ２ 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、自己又はその親族に直接の利害関係のある事件が審査事項となつている委員会の会議に出席することができない。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、一般財団法人宇治廃棄物処理公社事務局が処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会委員名簿
(五十音順)

職 名	氏 名	現 職 等
委員長	小野 誠之	烏丸法律事務所弁護士
委 員	栗山 淳彦	城南衛生管理組合施設部長
委 員	杉山 雅人	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
委 員	中田 信雄	ユニチカ株式会社宇治事業所 設備部動力グループ長
委 員	成岡 秀夫	株式会社成岡マネジメントオフィス 代表取締役

宇治廃棄物処理公社未処理水放流事案等調査委員会開催状況

回次・開催日程	議事内容等
第1回 令和2年10月28日	・委員会の検討事項等について ・事案の内容及び経緯の概要 ・問題点、課題の把握
第2回 令和2年12月4日	・現地視察 ・ヒアリング結果の分析 ・問題点、課題の整理
第3回 令和3年1月18日	・再発防止対策、コンプライアンス体制確立の具体策
第4回 令和3年2月15日	・報告書のとりまとめ